従六位に叙する　三島　将義
正七位に叙する　三輪　榮希
従七位に叙する　椎屋　静
（三等陸尉）　橋本　哲
正八位に叙する（以上十月三十日）
○叙勲
旭日単光章を授ける（各通）（十月二十四日）　畑　守　檜澤佐久藏　百々　壽
旭日双光章を授ける　谷川　幸雄　塚原　キヨ
旭日単光章を授ける（各通）（以上十月二十五日）　四方　正光
旭日双光章を授ける　卜部　昭治　鶴田　勝
旭日単光章を授ける（各通）（以上十月二十六日）　大野　利通　川崎　勝雄
厚田　英三　谷口　森榮　中武　三夫
杉舘　庄吉　水野　稔
瑞宝双光章を授ける（各通）　千葉　文男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十四日）　吉澤　光子　山口　源次
（広島大学名誉教授）　依田　俊彦
瑞宝中綬章を授ける　藏本　淳
瑞宝小綬章を授ける　藤岡　良平
池田　健二　伊勢　敬一
鈴木　徹　田中　育也
中村喜代三　八上　繁信
瑞宝双光章を授ける（各通）　鎌形　正芳　玉岡　昭雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十五日）　大村登久子　工藤　保博
飯島　英雄　須賀　昇　中原　正廣
白井　雄三　松谷　裕　持留　道男
藤原　重利　吉田　健
瑞宝双光章を授ける（各通）　山本　正則
瑞宝単光章を授ける（以上十月二十六日）　島喜　良昭
勝又　久　別府満知男　満尾　尊昭
中村　鶴榮　倉林　健裕　西村　勤　渡辺　穂波
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十七日）　青島　辰郎　秋山　博篤
瑞宝双光章を授ける（各通）　柳澤　章吉
瑞宝単光章を授ける（以上十月二十八日）　小田　俊彦
瑞宝双光章を授ける　関　智宣　牟田　恒己
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十九日）　三島　將義　三輪　榮希
瑞宝双光章を授ける（各通）　椎屋　静
瑞宝単光章を授ける（以上十月三十日）　一木　晄
瑞宝双光章を授ける（十月三十一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十二月二日ラオス国の建国記念日につき、同月一日同国国家主席閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

人事交流を希望する民間企業の公募

人事院は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、平成29年度において人事交流を希望する民間企業を下記により公募します。

平成28年12月5日
人事院事務総長　永長　正士

記

1　応募できる民間企業
株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社並びに法第2条第2項第4号の規定に基づき人事院規則で定める法人（信用金庫連合会、労働金庫、監査法人、弁護士法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、日本赤十字社、消費生活協同組合、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。））及び同項第5号の規定に基づき人事院が指定する法人

2　応募手続
(1)　交流派遣（国から民間企業へ派遣）に係る職員を受け入れることを希望する民間企業は、次に掲げる交流派遣に関する条件を記載した書類を提出する。
①　交流派遣を希望する国の職員の年齢及び必要な経験等
②　当該民間企業における地位及び業務内容
③　希望する労働契約の期間
④　当該民間企業における賃金、労働時間その他の労働条件
⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件
(2)　その雇用する従業員が交流採用（民間企業から国に採用）をされることを希望する民間企業は、次に掲げる交流採用に関する条件を記載した書類を提出する。
①　交流採用を希望する民間企業の従業員の年齢及び経歴
②　国における希望職務内容
③　希望する任用期間
④　交流採用に当たって当該民間企業との雇用関係の継続を希望するか否かの別
⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

3　参考
国と民間企業との間の人事交流制度及び交流を希望する国の機関とその職務内容については、人事院のインターネットホームページ（http://www.jinji.go.jp/kouryu/index.html）を参照のこと。

4　応募に関する問合せ先及び書類提出先
人事院事務総局人材局企画課人事交流班
〒100－8913　東京都千代田区霞が関1－2－3
電話番号：（03）3581－7722
e-mail:kanmin-kouryuu@jinji.go.jp

公害等調整委員会公示第五号

公調委平成二十八年（フ）第一号なこう第三号滋賀県甲賀市信楽町地内の岩石採取計画変更認可処分に対する取消裁定申請事件及び同参加申立事件の審理

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十一条第二項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十八年十一月五日
公害等調整委員会裁定委員会

一　事案の要旨
京都府京都市左京区鹿ケ谷下宮ノ前町一〇番地
裁定申請人　神慈秀明会
代表者　代表役員　小山　弘子
滋賀県甲賀市信楽町田代三一六番地
裁定申請人　有限会社秀明ナチュラルファーム
代表者　代表取締役　佐古　康徳
滋賀県大津市京町四丁目一番一号
処分庁　滋賀県知事
滋賀県大津市浜大津四丁目七番六号
参加人　株式会社山崎砂利商店
代表者　代表取締役　山崎　公信
滋賀県甲賀市水口町水口六〇五三番地
参加人　甲賀市長
滋賀県知事が平成二十八年二月二十五日付けをもって株式会社山崎砂利商店の岩石採取計画変更の認可申請に対してした認可処分は、違法・不当につき、その取消しの裁定を求める。

二　審理期日　平成二十八年十一月十九日午後四時〇〇分

三　場所　東京都千代田区霞が関三－一－一　中央合同庁舎四号館　公害等調整委員会審理廷

特定保安林の指定の解除について

平成28年11月24日付けで次の特定保安林の指定を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の3第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、公表する。

平成28年12月5日
農林水産大臣　山本　有二

（特定保安林の指定の解除）

特定保安林の所在場所　山梨県北杜市（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、南巨摩郡南部町（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁並びに北杜市役所及び南巨摩郡南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成28年12月5日
関東地方整備局長　大西　亘

区間	路線名
越谷市大字下間久里字前田154番1から同市千間台東一丁目24番4までの上下線	一般国道4号